

## デイサービス さくら 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人済恵会が実施する指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業 デイサービス さくら（以下「さくら」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の世話及びリハビリテーション計画等に基づいて、さくらにおいて、機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 さくらの運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) さくらは、さくらを利用する者（以下「利用者」という。）の意志と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供しなければならない。
  - (2) さくらは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
  - (3) さくら自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
  - (4) さくらの提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
  - (5) さくらの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
  - (6) さくらは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供をする。
- 2 さくらは、事業実施に当たっては、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- 3 さくらは、明るく家庭的な雰囲気有するよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービス さくら
- 2 所在地 安中市築瀬 477番10

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 2 生活相談員 1名以上  
利用者及び家族の相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。
- 3 看護職員 1名以上  
利用者の健康管理及び心身状態の把握を行うとともに衛生管理等の業務を行う。
- 4 介護職員 5名以上  
入浴、排泄、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。
- 5 機能訓練指導員 1名以上  
日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。
- 6 事務員 1名以上 (他事業所と兼務)

(営業日及び営業時間)

第5条 さくらの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

但し、災害、悪天候等止むを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

- 1 営業日  
月曜日から土曜日までとする。  
ただし、年末年始(12月30日から1月3日)は除く。
- 2 営業時間  
午前7時30分から午後5時30分
- 3 サービス提供時間  
午前8時30分から午後4時30分

(利用定員)

第6条 さくらの利用定員は、1単位38名とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 さくらが行う通所介護の内容は次のとおりとする。

- 1 通所介護計画の作成
- 2 生活指導
- 3 機能訓練

- 4 介護サービス
  - 5 健康状態の確認
  - 6 送迎
  - 7 食事の提供（希望者のみ）
  - 8 入浴サービス
  - 9 介護に関する相談援助
- 2 さくらがサービス提供をするに当たっては以下のことを遵守するものとする。
- ① あらかじめ利用（申込）者又はその家族に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得て、提供を開始する。
  - ② 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期限を確認する。また、認定審査会意見があるときには、それを配慮する。
  - ③ 前項第1号の通所介護計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供する。既に、居宅サービス計画が作成されている利用者においては、その内容に沿った通所介護計画を作成する。
- 3 さくらは、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

（利用料その他の費用）

- 第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、その利用料に各利用者の負担割合（負担割合証に記載）を乗じた額とする。
- 2 前項に定めるもののほか、さくらは利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は別表のとおりとする。
- （1）食事の提供に要する費用、おむつ代、教養娯楽費・日常生活雑費（実費相当）
- 3 さくらが利用者から前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 4 さくらが利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービス内容・金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第9条 通常の事業の実施地域は、安中市（旧松井田町・上後閑・東上秋間・西上秋間を除く）の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者がさくらの提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかにさくらの従業者に連絡すること。
- (2) さくらの設備・備品を利用する際には、さくらの従業者の指示に従う事。これを反した利用により破損等が生じた場合は利用者に弁償してもらう。
- (3) 他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと
  - ① 飲酒は禁止する。
  - ② 喫煙は禁止する。
  - ③ 迷惑行為やハラスメントを禁止する。
  - ④ 宗教活動及び政治活動（施設内での執拗な宗教及び政治活動）を禁止する。
  - ⑤ 動物飼育（施設内へのペットの持ち込み・飼育）を禁止する。

(衛生管理対策)

第11条 さくらは、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。

- 2 前項の「衛生管理マニュアル」の作成に当たっては、保健福祉環境事務所等の助言を受けるとともに、研修等により従業者に周知徹底を行う。
- 3 従業者については、適宜に健康診断等を実施する。
- 4 感染症が発生又はまん延しないように感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 5 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第12条 さくら及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとする。

- 2 さくらの従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとする。
- 3 さくらの従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知した時は、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講ずるものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、当該計画に基づく防災訓練（消火・避難等）を年2回以上行うこととする。

(緊急時又は事故発生時の対応)

- 第13条 さくら及びその従業者は、サービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。
- 2 さくらは、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。
  - 3 さくらは、利用者に対するサービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の服務規律)

- 第14条 さくらは、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- 1 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧に責任をもって接遇すること。
  - 2 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
  - 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第15条
- 1 さくらは資質向上の為に、研修の機会（法人内での研修を含む）を確保する。
  - 2 さくらは全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

(居宅介護支援事業者との連携)

- 第16条 さくらは事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。
- 1 利用者がサービス計画書の変更を希望し、それが適切と判断される場合
  - 2 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき
    - ① 第6条に定める利用定員を超える場合
    - ② 第9条に定める通常の事業の実施地域外利用者で送迎等に対応できない場合
    - ③ 利用者が正当な利用がなく指定通所介護の利用に関する指示に従わない為、サービス提供ができない場合
    - ④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合

- 3 前項第2号③及び④の際に、利用者の要介護状況等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れのあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）に通知することとする。

（利益供与の禁止）

第17条 さくら及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

（秘密保持）

- 第18条 さくら及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 さくらの従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。
  - 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

（要望・苦情処理）

- 第19条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、さくらに苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者へ説明するものとする。また、苦情記録等、その対応を台帳保管し、再発を防ぐ。
- 2 要望及び苦情の受付責任者は、管理者または相談員とし、苦情の処理は、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要に記された体制・手順・対応方針等にて行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第20条 さくらは、利用者の人権擁護・虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修（法人内での研修を含む）を定期的  
に実施する。
  - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 三 虐待防止のための指針を整備する。
  - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 さくらは、指定通所介護の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

- 第21条 さくらは、指定通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 さくらは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
  - 3 さくらは、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
    - ① 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
    - ② 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修（法人内での研修を含む）を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

- 第22条 さくらは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 さくらは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
  - 3 さくらは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（地域との連携等）

- 第23条 さくらは、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第24条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
- 2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に係る事項については事業所内の見やすい場所に掲示する。
  - 3 第7条第1項第1号の通所介護計画、及びサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。

- 4 第7条第1項第1号の通所介護計画、及びサービス提供記録、第13条第2項に規定する事故発生時の記録、第14条第2項に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。
- 5 さくらは適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとし、従業者に対する定期的な研修（法人内での研修を含む）を実施する。
- 6 市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「市町村等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また市町村等から求められた場合には、その改善の内容を市町村等に報告する。
- 7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人 済恵会において定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成25年6月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日改定施行する。

この規程は、平成27年4月1日改定施行する。

この規定は、平成27年8月1日改定施行する。

この規定は、平成28年4月1日改定施行する。

この規定は、平成29年4月1日改定施行する。

この規定は、平成30年4月1日改定施行する。

この規定は、平成31年4月1日改定施行する。

この規定は、令和1年6月1日改定施行する。

この規定は、令和1年11月1日改定施行する。

この規定は、令和2年4月1日改定施行する。

この規定は、令和3年4月1日改定施行する。

この規定は、令和4年4月1日改定施行する。

この規定は、令和6年4月1日改定施行する。